

【再期間延長】電気料金の負担緩和策に係る値引きについて

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の期間延長

急激な電気料金の上昇によって影響を受けるご家庭・企業などの負担を軽減するため、国がその値引額を補助するものです。

本事業の激変緩和措置期間が延長されたことを受け、値引き期間を次の通り延長します。

値引き対象となるお客さま	低圧供給および高圧供給のすべてのお客さま
適用時期	〈延長前〉2023年2月分～2024年1月分の電気料金 〈延長後〉2023年2月分～2024年6月分の電気料金
電気料金値引き内容	<ul style="list-style-type: none">・2023年2月～2023年9月分 低圧供給 -7.00円/kWh、高圧供給 -3.50円/kWh（税込）・2023年10月～2024年5月分 低圧供給 -3.50円/kWh、高圧供給 -1.80円/kWh（税込）・2024年6月分 低圧供給 -1.80円/kWh、高圧供給 -0.90円/kWh（税込）
補足事項	燃料費調整単価に値引を反映。 <u>本件に関して、お客さま自身の手続きは必要ありません。</u>

電気・ガス価格激変緩和対策事業について

2022年10月に政府が決定したエネルギー価格高騰対策です。毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気・都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。

資源エネルギー庁特設サイト <https://r5.denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

資源エネルギー庁お問合せ窓口 0120-013-305（9:00～17:00）

以上